

釧路市地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成28年3月22日制定

(目的)

第1条 この規程は、釧路市地域公共交通活性化協議会規約第9条第2項の規定に基づき、釧路市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) 協議会の出納その他会計事務に関する事項
- (5) そのほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、釧路市総合政策部都市経営課政策推進主幹をもって充てる。
- 3 事務局員は、釧路市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) そのほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項については、釧路市の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、釧路市の例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月7日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
釧路市地域 公共交通活性化協議会 会長の印	釧路市地域 公共交通活性化協議会 会長の印	明朝	18×18	会長名を もって発 する文書	1	事務局長